

いこいの村

太田 幸子

題字 梅の木寮

2014年（平成26年）11月20日発行

第390号

発行責任者 いこいの村聴覚言語障害センター
所長 柴田 浩志
編集 いこいの村編集委員会
〒629-1242
綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地
TEL (0773) 46-0101
FAX (0773) 46-0610
<http://www.kyoto-chogen.or.jp/ikoi>

10月19日(日) いこいの村まつり2014

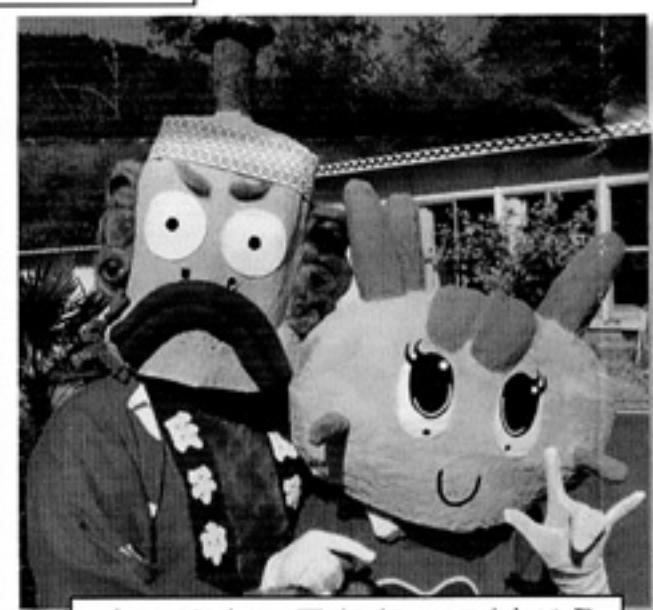
1000人の来場者に感謝!!



多くの来賓の方々にご出席いただきました



栗の木寮の発表



まつりキャラクターの村べえ
とラブちゃんです！



30店をこえる模擬店がありました



いこいの村まつり2014は 晴天の中、舞台発表、模擬店と盛り上がりました!!



高齢福祉部

綾部東部ディサービスセンター・とくらの家の利用者のみなさん



村べえが利用者を笑顔にしてくれました



後援会口上林世話人会福引



梅の木寮 舞台発表の様子

介護の窓



短期入所って何ですか？

短期入所生活介護（以下短

スもあります。介護者が体調を崩したり、旅行や冠婚葬祭、出張などのため不在となる時はもちろん、介護をひと休みしてリフレッシュしたいという時に利用する事が出来ます。

送別は可憐ですか？

短期入所は、シートにて
とも言われ、施設に短期間入
所して、食事や入浴といった
生活援助サービスや機能訓練
を受けられるサービスです。
短期入所専用の施設のほか、
特別養護老人ホーム等に併設
されていることが多く、介護
認定を受けておられる方が対
象です。



心のよみがへる時

短期入所は、要介護者の為のサービスであるとともに、家族（介護者）の為のサービ

利用者の介護度や収入によって利用料金は変わります。いじいの村梅の木寮では要介護1の方がご利用の場合、



一般的な短期入所事業所の利用要件

対象者	要支援・1・2／要介護1・2・3・4・5 の方
利用期間	最短1泊2日～最長30日／月 ＊支給限度基準額を超えた日数は実費負担
事業所の タイプ	①単独型（短期入所専門の施設） ②併設型（特養や居宅等と併せて運営） ③空床型（特養の空きベッドを利用して運営）

1泊2日で約7000円程度ですが、介護保険法による減免措置制度にて該当される方はそれなりにお安く利用いただけます。又事業所」として特色、料金の違いがありますので、どの事業所を「利用されるかは担当ケアマネジャーと相談下さい。

《中華書局影印》



いこいの村
聴覚言語障害センター
地図・駐車場案内

《手話せりふとは》

10月19日晴天に恵まれたいこいの村まつりのステージでは、「手話言語法制定を求める意見書が採択！」と大きな横断幕がステージで発表されました。

福知山市では9月24日、綾部市、舞鶴市では10月6日に、市議会での意見書が採択されました。

福知山市、綾部市では地元聴覚障害者協会が市議会に請願書を提出。市議会の委員会で地元聴覚障害者協会の上田吉信福知山支部長、野田和博綾部支部長の若いおふたりがそれぞれ請願趣旨を熱弁されました。手話での請願趣旨説明は議会史上初めてです。

議員からも熱心な質問があり、全議員が賛成してこの意見書が採択されたときには、傍聴に駆けつけた聴覚障害者、

関係者から大きな「拍手」と笑顔が一斉に咲きました。

傍聴者の中には、難聴者の社会参加にとっても情報コミュニケーションが需要なことを訴えていたと話をされていました。

10月21日からいこいの村に訪問のの名の「ユージーランド」の聴覚障害学生らが「ヒュージーランドでは2006年に言語法が制定され、手話が『公用語』として正式に認められた。日本でも手話が国民にもっと広がってほしい」と22日の歓迎交流会で大きな手話でアピールされました。

全国1300を超える議会でこの意見書が採択される中、まだまだ聴覚障害者が職場や公的機関で「ヒュージーランド」に不自由を感じる場面がたくさんあります。市民のみなさん、共に手話を学び、広げる運動に是非参加、応援をお願いします。

